

毎月勤労統計調査特別調査の説明

1 調査の目的

この調査は常用労働者 1 人以上 4 人以下の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

2 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、 「建設業」、 「製造業」、 「電気・ガス・熱供給・水道業」、 「情報通信業」、 「運輸業、郵便業」、 「卸売業、小売業」、 「金融業、保険業」、 「不動産業、物品賃貸業」、 「学術研究、専門・技術サービス業」、 「宿泊業、飲食サービス業」、 「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、 「教育、学習支援業」、 「医療、福祉」、 「複合サービス事業」、 「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）に属し、平成 26 年度経済センサス基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別基本調査区のうちから、一定の方法により抽出された 39 調査区内に所在し、かつ、調査期日に 1 人以上 4 人以下の常用労働者を雇用する約 450 事業所を対象とする。

3 調査事項の定義

（1）きまって支給する現金給与額（以下、「定期給与」という。）

「毎月勤労統計調査地方調査の説明」の「きまって支給する給与」の定義と同じである。
（1～2 頁参照）

（2）特別に支払われた現金給与額（以下、「特別給与」という。）

令和 4 年 8 月から令和 5 年 7 月までの 1 年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与及び 3 か月を超える期間ごとに支払われた現金給与のことをいい、夏、冬の賞与等がこれに該当する。

特別調査においては、勤続 1 年以上の者 1 人当たり平均を算出している。

（3）実労働時間数

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間は含めないが、手待時間は含める。

7 月中の通常日 1 日の実労働時間数を労働者ごとに 1 時間未満の端数は 30 分以上は切上げ、30 分未満は切捨てとしている。

（4）常用労働者

「毎月勤労統計調査地方調査の説明」の「常用労働者」の定義と同じである。（2 頁参照）

4 調査期日及び調査期間

令和 5 年 7 月 31 日現在。（給与締切日の定めがある場合は、7 月の最終給与締切日現在）
ただし、3 の（2）については、令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの 1 年間。

5 結果数値利用上の注意

（1）統計表の符号

「—」該当のないもの

「△」減少しているもの

「0」数値が単位に満たないもの

「X」調査事業所が僅少のため公表できないもの

（2）調査票様式（この報告書の巻末に掲載）

様式第 5 号 毎月勤労統計調査特別調査